

「肝付農業振興地域整備計画」の全体見直しについて

この計画は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良な農地の保全や管理を含めた農地の効率的な利用、農業の健全な発展を図り、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める計画となります。

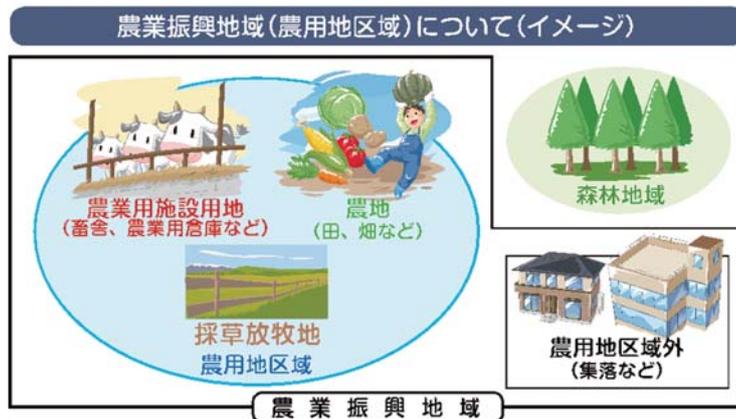
農用区域等の面積や農業就業人口など、見直しに必要な項目の現状把握及び将来の見直しについて、おおむね5年ごとに調査を実施することとされており、今回、社会情勢の変化や自然的条件に適切に対応するため、令和2年度から令和3年度にかけて整備計画の全体見直しを行うものです。

◆農用区域に設定すべき土地の考え方

- ① 10ha以上の集団的農地
- ② 土地改良事業などの対象地
- ③ 農業用施設用地
- ④ 上記のほか、地域の農業振興を図る観点から農用区域に含める必要がある土地

◆農振除外等を一定期間停止します

整備計画の見直しに伴い、農振地利用計画の変更申し出（農振除外・編入・用途変更）・相談受付を一定期間停止します。



受付停止期間 (予定) = 令和3年6月1日 (火) ~ 令和3年12月28日 (火)

令和3年度経営所得安定対策申請受付について

経営所得安定対策（転作）申請の受付をおこないます。申請がない場合は交付金の交付の対象となりませんので、ご注意ください。

○受付日時

内之浦地区：2月15日（月）～2月19日（金）《予備日2月21日（日）》

高山地区：2月22日（月）～3月5日（金）《予備日3月7日（日）》

※詳細につきましては対象者に送付する申請受付日程表をご覧ください。役場農業振興課までお問い合わせください。

※新型コロナウイルスの感染状況によって変更する場合がございます。

○申請時の注意事項

- ・水田の地番及び作物などを事前に確認してください。
- ・令和3年度の作付け計画をたててください。
- ・農地を貸借し、利用権の契約が満了している方は再度、届出をおこなってください。
- ・水稻のみの作付けをおこなう場合、交付金はありませんが早期水稻の航空防除の案内等をお送りいたしますので作付け予定品種をお知らせください。なお、水稻のみの場合は、電話受付もいたします。

○申請を行う方へのお願い

- ・WCS用稲の植え付けは6月25日までにすませてください。
- ・適正な管理（水・雑草・畦・ジャンボタニシなどに注意）をしっかりとってください。
- ・飼料作物に関しては定期的にほ場を確認してください。発芽不良、雑草の繁茂が見受けられるほ場があります。そのようなほ場は交付の対象になりません。

お問い合わせ先 肝付町役場 農業振興課 農政係 ☎ 0994(65)8417